

平成26年陸別町議会第3回臨時会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成26年7月7日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	閉会	平成26年7月7日 午前11時03分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 7人	1	本田 学	○	8	宮川 寛	○
欠席 1人	2	古田 英一	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	3	多胡 裕司	○			
	4	野尻 秀隆	○			
	5	七戸 一登	▲			
	6	村松 正敏	○			
	7	河瀬 洋美	○			
会議録署名議員	野尻 秀隆		村松 正敏			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	金澤 紘一				
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木 敏治		総務課長	早坂 政志	
	産業振興課長	副 島 俊樹		建設課長	高橋 豊	
	総務課主幹	空井 猛壽				
教育委員長の委任を 受けて出席した者の 職氏名	教 育 長	野下 純一		教委次長	有田 勝彦	
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第48号	工事請負契約の締結について
4	議案第46号	陸別町駐車場条例の一部を改正する条例
5	議案第47号	陸別町一般会計補正予算（第4号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。おはようございます。
御着席ください。

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成26年陸別町議会第3回臨時会を開会いたします。

七戸議員より、欠席する旨届け出がありました。

教育委員長より、欠席する旨報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

金澤町長。

○町長（金澤絃一君）〔登壇〕 6月定例会以降の行政報告を申し上げたいと思います。

1枚物のペーパーが配られておりますが、6月中の行事等について、6月の14日、十勝川水系利別川総合水防演習が池田町でございまして、議長と一緒に行ってまいりました。河川管理者であります北海道開発局と北海道とが中心となって演習が行われました。陸別も消防団が水防隊として出動したところであります。

翌15日、陸別保育所の運動会が開催されまして、晴天下のうちに終了いたしました。議長並びに小学校の校長も出席をいただきました。

現在の園児の人数を、この際、御報告申し上げます。2歳児14名、3歳児18名、4歳児13名、5歳児22名、合計で67名の園児の数でございます。

次に、6月24日、池北三町行政事務組合第2回臨時会が足寄町で開催されまして、水槽付ポンプ自動車、当町のポンプ自動車の契約議決が、約6,700万円であります。契約議決をいただきました。さらに、三町の各団員さんの退職報奨金等についても議決をいただいたところであります。この日、引き続き十勝東北部銀河の里づくり協議会の総会が三町長のもとで開催されました。これは、それぞれ三町のイベントにここから補助金を出している協議会でございます。

次に、6月28日に丸谷金保元池田町長の町葬に出席をさせていただきました。6月29日、十勝管内18町村の商工会青年部の連合会のソフトボール大会、野球大会が当町で開催されまして、開会式に町民グラウンドに行きまして、歓迎の挨拶をしたところであります。

以上が行政報告であります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、4番野尻議員、6番村松議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

村松委員長。

○6番（村松正敏君）〔登壇〕平成26年陸別町議会第3回臨時会の運営について、本日開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今臨時会に町長から提出された議案は、陸別町駐車場条例の一部を改正する条例、陸別町一般会計補正予算、工事請負契約の締結について、計3件であります。

事前に配付のありました議案等の内容を総合的に勘案し、協議の結果、今臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることにしました。

審議については、お手元にお配りしました日程表のとおり進めていくことにいたしましたので、御承知願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

◎日程第3 議案第48号工事請負契約の締結について

○議長(宮川 寛君) 日程第3 議案第48号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第48号工事請負契約の締結についてでございますが、平成26年7月4日に執行いたしました入札に係る落札者と本契約を締結するため、議会の議決をいただきたいと存じます。

内容につきましては、副町長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、議案第48号について御説明を申し上げます。

議案第48号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的、(仮称)ですけれども、陸別町給食センター建設建築主体工事。

2、契約の方法、指名競争入札。5者を指名しまして、町外業者が4者、地元企業を含む企業体1者であります。

3、契約金額、一金1億9,656万円也。

4、契約の相手方、宮坂・朝倉・佐藤経常建設共同企業体。帯広市西4条南8丁目12番地。代表者、宮坂建設工業株式会社、代表取締役宮坂寿文であります。

仮契約は7月4日に締結をしておりまして、本日この議案が議決されたならば、議決後に本日から本契約を結びまして、工期は27年の2月13日までとなります。なお、落札率につきましては98.7%でございます。

以上で説明を終わり、以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長(宮川 寛君) これから、議案第48号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第48号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第46号陸別町駐車場条例の一部を改正する条例

○議長(宮川 寛君) 日程第4 議案第46号陸別町駐車場条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第46号陸別町駐車場条例の一部を改正する条例についてでございますが、陸別町商業活性化施設整備事業の実施に伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 早坂総務課長。

○総務課長(早坂政志君) それでは、議案第46号について説明をいたします。

議案第46号陸別町駐車場条例の一部を改正する条例。

陸別町駐車場条例(昭和49年陸別町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中、大通第2駐車場の項を削る。

附則としまして、この条例は、平成26年8月1日から施行するというものです。

現在、町営の駐車場につきましては7カ所ございますが、商工会が計画をしております商業活性化施設の整備の実施箇所が、旧セイコーマートから大通第2駐車場までの敷地を予定しております。このことから、当該駐車場を廃止しまして、条例第2条で規定する大通第2駐車場の項を削除しようとするものです。

この大通第2駐車場につきましては、大通の旧セイコーマート店舗と本別印刷株式会社との間に位置をしております、平成2年12月19日から利用されてきております。これによりまして、町営の駐車場につきましては6カ所となることとなります。

附則の条例の施行日につきましては、商業活性化施設整備事業のスケジュールに基づきまして、建物等の解体、改修工事の入札等が7月下旬に予定されておりますので、大通第

2 駐車場の利用につきましては7月31日までとしまして、条例の執行日を8月1日としようとするものでございます。

以上で、議案第46号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えをしまいたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第46号陸別町駐車場条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第47号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第4号）

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第47号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第47号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,693万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億3,634万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、副町長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第47号について御説明を申し上げます。

議案第47号平成26年度陸別町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算につきましては、商工会の活性化事業にかかわる内容が主なものですので、まず先に説明資料で説明をさせていただきたいと思っております。

説明資料のナンバー1をお開きください。

説明資料ナンバー1は、公有財産購入、既設建物解体事業位置図であります。図面のちょうど真ん中辺に大きい丸が書いてございます。四角で囲って、実線で黒く囲っておりますけれども5-8、それから四角で斜線で引いておりますが5-54であります。ここは土地でありまして、ここに表がございしますが、土地、字陸別原野分線5番54、地目は宅地、286.28平米。同じく字陸別原野分線5番8、宅地、329.08平米、合わせて615.36平米となります。

それから、表の解体建物でありますけれども、字陸別原野分線5番地54、これは店舗、旧セイコーマートの店舗であります。これは、ちょうど地番のところに黒く囲っておりまして斜線を引いておりますけれども、1階、2階合わせて面積が279.82平米となります。

それから、もう一つ、表のその下、解体建物、字陸別原野分線5番地20、旧公衆便所、26.73平米でございます。これは、上の小さい丸で囲っている、実線で四角に囲っている部分はその建物となります。それで、5-8の上に5-31、5-6、5-5とトイレのところがございしますが、これが今議決いただきました町の駐車場の場所となります。

それで、土地建物購入の考え方につきましては、まず5-8と5-54の更地の部分でございますが、これは売例に基づく単価で、面積で出しておりますが、この旧店舗部分については固定資産評価額の単価をもとに算出をして金額を出してございます。

それでは、次のページになります。2-1になります。

2-1につきましては、平成26年度陸別町商業活性化施設整備事業スケジュールとなっております。これは現時点でのスケジュールでありまして、今後もろもろのスケジュールが早まることによって事業が早目になってくるということも想定されますので、現時点でのスケジュールということでまず御理解をいただきたいと思います。

補助申請関係でございますけれども、補助採択、国のほうから商店街まちづくり事業多世代交流施設整備事業として、6月25日付で採択の通知がございました。商工会のほうの補助事業申請につきましては、議会以後、あす以降に申請をするということで聞いております。それで、※印で国庫補助対象、対象外の区分作業とございますが、町の補助申請、実施設計費、それから建物本体、外構工事、備品購入費とございますが、実施設計費につきましては本日の補正予算で計上させていただいておりますし、建物本体、外構工事、備品等々については9月定例会で計上を今考えているところでございます。

なお、この国の採択になっております商店街まちづくり事業多世代交流施設整備は、補

助対象がこの本体建物と外構工事のみということになりまして、それ以外については補助対象外となります。したがって、実施設計費も補助対象外ということになります。

建築工事関連であります。実施設計については、本日、補正予算の議決をいただきましたならば、それ以降、7月の下旬ぐらいから8月いっぱいには事業がかかるという予定になっております。それから、その下の建築確認申請、最大75日間と見ておりますけれども、これも8月下旬から10月中旬まで見ておりますが、75日間ではなく、それより短くなった場合は11月1日から本体工事、工事監理の発注を予定しておりますけれども、ここら辺が早まることも想定をしているところであります。

それから、町の発注事業関係、これは国庫補助対象外の方でありますけれども、旧セイコーマート建物土地の購入、これは本日予算を計上しております。それから、条例改正案についても先ほど議決をいただきました。建物解体改修工事、先ほど駐車場条例の中で施行日の関係を申し上げましたけれども、7月下旬に入札を予定しているところであります。テナント関連では、ここに記載のスケジュールになっておりますので御参照いただきたいと思っております。運営関係もここに記載のとおりであります。

その他ですけれども、名称の決定は8月から12月ぐらいにかけて商工会のほうで予定をしているということでありまして、活性化施設のオープンは来年の6月中旬を予定しているということでもあります。なお、今後とも、これから補正予算の説明に入りますけれども、これからも商工会とは詳細について相互に協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

次の2-2をお開きいただきたいと思っております。

これは、陸別町商業活性化施設の整備事業の概算事業費であります。科目、事業費、事業費の内訳、財源内訳でございますけれども、先ほど言いました、この1の建物本体工事、2の外構工事、これについては9月定例会で補正を考えておりまして、今時点では本体工事が事業費1億7,625万6,000円、補助対象分が1億6,320万円、補助対象外というのは消費税分でございますけれども1,305万6,000円、それから外構工事業費が1,350万円、補助対象が1,250万円、補助対象外100万円、これは消費税分でございます。合わせて事業費が1億8,975万6,000円、補助対象分が1億7,570万円、補助対象外分が1,405万6,000円、つまりこれが消費税分ですけれども対象外となります。財源内訳としては補助金が、国の補助金ですけれども1億1,713万3,000円、自己財源、これは町の補助分になりますけれども、7,262万3,000円。今説明しました国の補助金については、1億1,713万3,000円は補助対象額の3分の2以内となっております。したがって、自己財源は消費税分1,405万6,000円と3分の1分に相当する5,856万7,000円、合わせた7,262万3,000円となるものであります。3の実施設計1,296万円、これは補助対象外でありまして、これも自己財源となります。4の工事監理、これについては工事と連動しますので9月に補正を考えておりますが648万円、これも自己財源となります。5の既設建

物解体工事その1、730万9,000円、これは旧セイコーマートの解体と、それから旧セイコーマートの母屋の部分、住宅側の壁が壊れますので、その壁の修復費なども含んでおります。6の既設建物解体工事その2、256万8,000円、これは駐車場のトイレの解体を含んでおります。不動産購入費380万9,000円、これも補助対象外でありまして、これは先ほど説明させていただきましたけれども、更地の部分については売例を参照しての単価、それから建物を解体する分の土地については固定資産評価額に基づく単価から、また減少率を掛けまして単価を算出してしております。合計でいきますと、事業費2億2,288万2,000円で、補助対象が1億7,570万円、補助対象外が4,718万2,000円、補助金につきましては1億1,713万3,000円で、自己財源が1億574万9,000円となります。

それから、次のページになります。これは平面図でありまして、商工会が昨年、町内のアンケートを、町民の皆さんを対象にアンケートをした中で、薬局の必要性がすごくあったということで、今回、薬局が決まっております。それから、整骨院もこちらのほうに入ってやっていただけるということで決まっています。

それから、次のページ2-4につきましては、2階ですけれども飲食店が2店入る予定となっております。

それでは、資料の説明を終わらせていただきまして、予算書歳出5ページをお開きいただきたいと思っております。

2、歳出であります。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費15節工事請負費987万7,000円、建物建設等工事、建物解体でありまして、先ほど説明資料の2-2で説明をさせていただきました解体工事その1、730万9,000円、解体工事その2、256万8,000円となります。17節の公有財産購入費、土地建物購入費380万9,000円ですが、これは先ほど説明資料1、あるいは2-2で説明をさせていただきました土地建物の購入費で380万9,000円となります。7目の企画費8節報償費28万4,000円、謝礼金等でございますが、実はあしたの夜、タウンホールでまちづくり講演会の開催を予定しておりまして、その講師に係る謝礼と、講師ともう一人助手が来るということで、旅費2名分を含む謝礼金であります。講師は岡山理科大学の山本俊政准教授であります。

7款商工費1項商工費2目の商工振興費19節負担金補助及び交付金、補助金ですが商業活性化施設整備事業1,296万円、これは実施設計費でありまして、説明資料のナンバー2-2にあります3の実設計費でございます。

以上で歳出を終わります。歳入4ページに移ります。

1、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、今回不足する財源を普通地方交付税1,263万円を充当するものであります。地方交付税の既定額でありますけれども、普通地方交付税が20億2,561万4,000円と特別地方交付税1億8,000万円であ

ります。今回、普通交付税で1,263万円を補正しまして、普通交付税については補正後の額20億3,824万4,000円、特別交付税はそのまま1億8,000万円となります。

17款繰入金1項基金繰入金1目のふるさと整備基金繰入金840万円ですが、公有財産購入事業に充当ということで、不動産の購入に200万円、それから商業活性化施設整備事業に充当、これは実施設計費に充当640万円となります。6目の公共施設等維持管理基金590万円の取り崩しですが、これは建物解体費、旧店舗分とトイレ等、これを合わせて590万円の充当となります。

雑駁な説明で恐縮ですけれども、以上で説明を終わらせていただきまして、以後、御質問によってお答えをしていきたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

6番村松議員。

○6番（村松正敏君） この商業活性化事業整備計画につきましては、7月1日の協議会でいろいろ説明していただきましたので、それらの再確認をしていきたいと思えます。内容につきましては、いろいろ説明資料がついていますので、その中から拾っていかねばならないのかなと思えます。質疑についても3回までしかないというようなことですので、丁寧に説明していただきたいなというふうに思えます。

この事業については、陸別みたいな過疎の厳しい町で、商店街がなくなっていくことによって住民が非常に困る、その意味では私も理解をしているところです。今回、国の補助採択があったということで、町もそれに基づいて3分の1ですか、補助対象外を含めるともうちょっと多くなるのかなというふうに思えますけれども、その中でやっていくということになれば、要するに商工会の果たす役割というのが非常に大事なのかなと思うのですよ。商工会というのは利益団体ではありません。今、許されているのは収益事業ということで、その地域にどう貢献していくかということで置かれた立場でやることだと思えます。その辺については、町側も十分商工会と打ち合わせをしてやっていることだなというふうに思えます。

町の金が、これだけの大きな金額が入るわけですから、ほかの、要するに町内で事業をやっている方もいます。その人たちとの公平感だとかそういうことも含めて、どういうふうを考えておられるのか。それと、今回は出てきておりませんが、備品に対する考え方、要するにテナントで入ることになれば、運営については建物の管理、それについてはどこが持っていくのか。それから、例えばそこに入る、先ほどの話ですと4軒、それからこの共同でやるのかなというふうには押さえているのですけれども、そのカフェ関係で

すか、それからレンタルスペース、これらについてどういうふうにしていくのか。それから、これだけの建物になりますと、運営については誰がやるのかなというふうな部分もあるのですね。商工会がやることになるのかなと。ということは、商工会の職員が仕事としてその運営にかかわるのが本当なのか。私たちも、平成元年に商業活性化事業ということで総合店舗の考えがありました。そのときは、やはりやる以上はやる人たちの運営、私的な部分でやるわけですから、それは当然自分で採算合うか合わないかということをやるのが当たり前だという基本的な考えがあります。

今回は、商工会が陸別の現状を把握して、それに対してどうやるかということでやってきたと思いますので、陸別町としても応援したいと、そういう気持ちは十分にわかりますので、その辺についてお聞きします。

それから、テナント、共益費の確定も、建物がどんどん進んでいくことによって起きてくるのですけれども、テナント料の考え方、そこにはやはり備品等の関係もかかわってくると思いますので、その辺についてまずお聞きします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 何点かございましたけれども、まずはスケジュールで見ていただければ、大体の流れといいますか、そこら辺が見えてくるのかなと思います。

まず、テナント関係については、ある程度内諾を得ているということで、詳細の詰めはこれからというふうになります。そのように、商工会から聞いております。つまり、テナント料ですとか、それからテナントの備品関係ですとか、そこら辺についてはこれから商工会のほうで入られる方々との話し合いになってくるということで、まず御理解をいただきたいと思います。

それから、各個店との公平感ということで御指摘がございましたけれども、私どももそのとおりに思っておりますので、各テナントに対する個別の不都合、負担というのは、まず基本的にはないのかなというふうに思っております。つまり、テナントさんが使うものはテナントさんに用意していただくという基本的な考え方を私どもも押さえておりますので、したがって、そこら辺もこれから商工会側がテナントさんとの話し合いの中に出てくるとは思いますけれども、それらについてはそのように私どもも商工会とも話を進めていきたいと、そのように思っています。それから、会館の、この施設の運営は、基本的に商工会がやるだろうというふうに認識しております。

それから、町の応援の考え方ということで1点ございましたけれども、これらについては当然、新たなもので町の活性化になるという部分、そういった部分についての初期投資は当然ございますけれども、できた後のこれからの運営の考え方というのは、これから商工会と協議をしていくこととなるのかなというふうに、そのように思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） まだまだ説明をしてほしいのですよね。というのは、今言われた

運営についても商工会ということで、副町長、言明しましたよね。ということになれば、運営の仕方というのはどういうことが考えられるのかというのは、町側でもきちんと押さえていなければならないのに、これからだということにはならないと思います。なぜかという、要するに施設の管理につきましては、商工会がやるというのは、それは十分わかります。運営というのは、例えば複合施設や何かというのは、それらの入った人たちがやっぱり共益部門、それから例えばイベントを打ったり、広告を出して集客するための手法というのは出てくると思うのですよ。それらについてまで商工会が丸抱えでやるようなことでは、ちょっと違うのではないかなというふうに思うのですよ。

なぜかという、いわゆるそれだったらほかの商店との格差が出てしまう。そういうようなことがありますね。それから、備品の設備につきましては、協議会のときに副町長も言いましたように、棚、戸棚というのですか、そういうものに対してはここに付けていかなければならないから、備品については9月に出てくるのかなというふうに思います。というのは、例えば、ここの厨房設備、ショーウインドー、ショーケースというのですか、それから椅子、テーブルにつきましては4店出てきますよね。そういうところに用意してもらうのか。それから、カフェの部分については共有でやるのか、これらについてちょっと説明が十分でなかったと思います。それらについては、例えば、レンタルスペースだとか、それからカフェの椅子だとか、それらについてどんなふうな考えを持っているのか、それらについてやっぱりもう少し具体的に出さなければ、他の事業をやっている人たちは、店舗を持ち、建物、土地の固定資産税を払っております。それから、施設におけるそういう設備品は償却資産ということで、これも税金が町に入っております。だけれども、今回できる施設というのは、公益的ですから、建物、それから土地に対する固定資産税は減免になるのかなというふうに思うのです。そうすると、少なくともそこに入るテナントについては、償却資産については、自分たちが持ってやるのが至極当然、そうでなければ、不公平感というのは出てくると思いますので、その辺について、もう少し具体的な話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 私どもも商工会と話をしておりますけれども、具体的にまず、ちょっと御理解をいただきたいのは、現時点で商工会と各テナントさんが、テナント料を何ぼにするのですとか、そこまでの話は私も聞いております。したがって、先ほど言いましたように、テナントさんが用意するのは用意していただくというのが基本的な考え方ですから、それと共有部分をどうするかということがあるかと思うのですけれども、共有部分というのは協議会でもお話ししたと思うのですけれども、やっぱりこれから商工会との話の中で、当然、商工会にも応分の負担をいただくということを考えておりますので、その中でこれからの話で出てくるかと思っております。それと備品で、補助対象になる建物に備えつける棚とかがありますよね。そういう補助対象で見られる部分は、当然そこに入ってくるのかなという考え方です。

カフェの交流スペースについては、聞いているところでは商工会が運営するという考え方を持っているようです。したがって、これらの運営方法等については、これから商工会と実施設計とか、商工会もこれから発注などをしていきますから、そういった中で具体的な話が出てくるのかなと、そういうふうに思っておりますので、現時点ではここまでが私どもが把握している部分ということで、詳細はこれからということで御理解いただきたいなど、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 6 番村松議員。

○6 番（村松正敏君） 何かね、聞いていることにちょっと答えていないのかなというふうに思うのですよ。というのは、カフェを商工会が運営すると、それは共有スペースだからその部分でやるということになれば、その部分についてはやはり町がきちんと出して準備してやるのか。だから、その備品等の関係、これから出てくる、打ち合わせをしていくということですがけれども、町長は出せるものと出せないものがあるのだと、私もその協議会で言った言葉を信じている。やはり、その辺をきちんと話していかないと、何でもかんでも町が負担していかなければならないということになるのはいかなものかなと、そういう実際に経営している方がおりますので、その辺をやっぴりきちんと考えて、その辺をやっぴりってほしいという気持ちで言っていることです。

建物をつくるということに反対しているわけではなくて、やはり運営にも民間の力というのは必要なのだと。何でもかんでもおんぶにだっこではいけないと。そういうことを考えれば、やはりその辺のはっきりした形をとらないと、例えばここにできましたと、そしていろいろ宣伝していきますよね。そういうものというのは、やっぴり誰が一番利益につながっていくのかということと、そこに店舗を出した方がやっぴり有利に動くのは当然のことだと思ふ。そうすると、商工会というのは全体的な物の見方をしていかなければならないということになると、商工会というのは公共性だとか公益性を含めて、やはり管理、どうやっていくか、駐車場の問題だとかそういうものもあると思います。それは理解できることです。ですからその辺を、やはり町の基本的な考えを、もうこれだけ補助金がついて町が出すと決定したのですから、その辺を、町の基本的な考えをしっかりと述べていただきたいと思ふ。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 私どもは基本的に今までも言っていると思うのですけれども、基本的にテナントさんについてはテナントさんに全部用意してもらおうと。先ほどもお答えしたと思うのですけれども、商工会さんにもそれなりの負担はしていただきますよと、これは協議会でも言っていると思います。私どももそういう思いでいますから。だから、先ほど言いました初期投資、この建物をつくる段階での援助と完成後の援助とは違うと思うのですよね。したがって、それらについてはこれから商工会とも十分協議をしながら、特に公益、共有スペースになるかと思うのですけれども、そこらについては十分商工会とも話をしながら進めていきたいなど、そのように思っております。

応分の負担をしていただくという、まず基本的な考え方と、あと、これから共有スペースだとかそういった部分についての考え方を商工会とも話をしていくということで、私もも押さえております。だから、考え方というのは、あくまでもテナントさんに係る部分はテナントさんに用意していただく、町はあくまでも、建物ができたときのテナントさんの用意するもの、それはテナントさんに用意してもらう。それから、建物に付随してつくものについての初期投資は町も援助をします。できた後の共有スペース部分についても、当然商工会にも負担をお願いしたいと思っておりますけれども、その中で今後話し合いが出てくれば、その話し合いをしていくということ、私はそのように考えております。したがって、何でもかんでも町ということではありませんし、議員が言っておられました商工会が非営利団体で収益事業しかできないという、そういうことも私は理解しているつもりです。したがって、他の団体とは違うと、そういったことも踏まえての中での今回の話ですし、事業ですし、それとこの初期投資、建物に係る助成の考え方と、共有部分については商工会に負担を求めながらも、基本的にはこれからの話し合いの中で何ができるのか、当然商工会から相談が来れば私どもも話し合いをしながら進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 議員の質問に補足させていただきたいと思えます。

今回のこの商工会の動き、商工会がアンケートをとりながら、町民ニーズはどこに来ているかということがスタートだったというふうに思えます。陸別にない業種、特に薬局については圧倒的に、高齢社会の中でぜひとも欲しいということでもあります。だから、わざわざ誘致するということだというふうに思えます。そういう企業が二つ、三つ入ってくると、こんなようなことだと思えます。

建物について、商工会が国に申請して、建物について所有は商工会でありますから、商工会が徹底的に運営をする、運営主体になると、これは当然でありますし、その動きに対して陸別町としては動きを十分見きわめながら、我々ができること、補助金がどのぐらい、どういう形でということになるというふうに思っております。建物の所有は商工会でありますから、運営についても商工会が専門的な考え方で、民間の考え方でやってくれるということでもあります。我々自治体としては、その辺を十分見守っていききたい。ただ、十分相談も受けながら、我々の意見も、また議会の意見もお話しさせてもらいながら、ぜひとも町民を守るために、そして高齢社会にはどうあるべきかということだという、こんなふうに基本的な考え方、そういうことだというふうに思っております。

後継者がだんだんいない、人口も減っている、初期投資をしたくてもできないような売り上げしか上がらないとすれば、何らかのお手伝いというのは、商工会としても積極的にせざるを得ない。ですから、今までの既存の個店の考え方、やり方とはちょっとニュアンスが変わってきて、これからの社会、高齢社会、少子社会にどうやって町として、商店街として生き延びていく道を、結局経産省と相談して、こういう補助メニューを探ってきて

やったと、こんなふうになっております。ですから、今までどおりの考えではなかなか立ち行かない、特に初期投資はする気も湧いてこないわけですし、また、それだけのキャパシティーもないと、こんなふうなことだというふうになっております。ですから、既存の皆さんの考え方、今までの考えがありますが、それとは少し変わってくる時代が来ているなど。それでないと。大型のショッピングセンターに行きやすい、あるいはコンビニに行きやすい、個店の残る商工会管轄の商店街が残らないとお年寄りも困る、こんなようなことを考えると、私としてはぜひとも商工会が目指すそういう商店街の活性化について、できるだけ応援していきたいと、こんなふうになっております。もちろん、建物等については商工会の所有でありますから、商工会が率先して考えを打ち出しながら、またテナントと十分話し合いながら、長く続くように我々も指導していきたいなど、こんなふうになっております。

○議長（宮川 寛君） 村松議員。

○6番（村松正敏君） 町長の基本的な考え方については、私も理解しております。その運営について、やっぱりちょっと気がかりな部分があるのですよ。というのは、例えばこれを商工会がやって、例えば利益が出ているときはスムーズにいくと思います。やはり収益が上がらなくなってきたら、副町長が言われましたように、それは責任をもって商工会がと言いましたよね。だけれども、商工会というのは各企業の集まりです。その人たちが、では商工会、どうやって負担をするのかといたら、それは難しいと思います。だから、前の一般質問でも、その辺を、きちんとした考えを持たなければいけないのかなというふうに私は理解したところですよ。

やはり、ここに入ったテナントというのは民間的な企業ですので、やはりその人たちに例えばその運営費に対して責任を持てるようなことをしていくのだったらわかりますけれども、利益が出なくなったら商工会、だけれども商工会というのは営利企業ではありませんので利益が出ない。利益が出ないということは、商工会会員に負担をさせるということは全く不可能なのかなというふうに思うのです。だから、そののところをやはり行政としてどう考えていくのかというのは、やはり基本的な考えを持って当たらなければいけないと思います。

町長の言った、そういう陸別の現状を把握した場合に、こういう施設が住民のためになるのだということについては理解をしているところです。もう一度、その辺についてお聞きして終わります。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 個店の運営等については、あくまでも企業経営であります。私どもの立ち入るところではない、基本的にそう思っています。さらに、商工会の役割、個店企業が、企業経営しているところを商工会としてどういう役割かということ、常日ごろ個店に対して経営指導をする、これが商工会の指導だというふうに思います。記帳から全て経営指導するのが商工会、これが都市にいくと商工会議所、我々は商工会、こんなふう

なっておりますので、経営指導するのが専門であると、私どもはそういうふうに評価して、商工会たるものはそういうふうに評価しておりますから、企業経営をするに当たって赤字もあれば黒字もある、これは当たり前だと、こんなふうに思います。そこを指導するのは商工会の役割が大きい、こんなふうに思って、我々はそこをじっと見ながら、あるいは言葉を発しながら、指導しながら、自治体としての指導も大きな目でやっていければいいなど、こんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

1 番本田議員。

○1 番（本田 学君） 今のところでちょっと確認、質問の回数があるのですが、ちょっとこのまま、中途半端と言ったら失礼なのですが、確認なのですが、経営している人たちのところには当然テナントで入っていただいて、そこにさまざまなお金をかけて備品を入れて入っていくわけですよね。それで、今、不公平さとか出てきたのですが、町長がおっしゃるとおり、いろいろな形態の補助金の使い方というか、陸別はここまで来ている、危機だと思うのですよ、正直なことを言って。それで、不公平さとか何とかというところに、一番大事にしなければいけないのは、経営のやる所には当然だと思うのですよね。赤字が出ようが何しようが、それを補填するという考え方ではないと思うのです。僕も、前回、一般質問をしてそう理解しています。

ただ、この建物に対して、いろいろな共有するところがあるので、そこにはいろいろな、もしこうやっていくときに、財政的な面なのか、人的なことなのか、さまざま今回の補助金のメニューというのは、申請している内容というのは、いろいろな福祉に対してのイベントだとか、いろいろなことをしなさいという部分に対しては、いろいろな連携をとって、町行政と商工会が連携をとってやっていくという、そういう支援の仕方とか、いろいろなことをしていかないとこういう複合型施設は失敗しますよという意味で言ったつもりなのですが、経営的なその赤字を補填すると、これは当然、そういう補填の仕方とやると、ほかのところと不平等が出るのは当然のことなので、ただ、今、建ててもらってそこに入るのが有利だ何かという考え方というのはないと思うのですよね。当然、その中には厨房施設から何から数百万、もしかしたら数千万のお金をかけてテナントの中に入るわけですから、空っぽの中に全部用意して入ってくださいということではないと思うので、そこも加味しないと、そこが不平等だとか、建ててもらったからというふうになると、ちょっと考え方が違うのかなと、経営の部分はそのままやっていただくのは当たり前のことで、いろいろなその部分の中でコラボしながらやっていかないと施設は立ち行かないという考えでいるのですけれども、その辺の確認をしたいのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 建物の維持管理だとか、そういったことだと思うのですが、当然、経営努力というのはしてもらわなければならないと、これは当たり前の話だと思うのですね。今、議員御指摘のその赤字の補填の分は、個店との比較でいけば無理と

いう、これも当たり前の話だと思うのです。そうすると、課題とすれば、先ほど出た建物、今、言われた建物の維持管理費だとか、共有部分をこれからどうするかだとか、そういうことだと思うのですけれども、それらについては先ほども、さきの議員にもお答えさせていただきましたけれども、商工会との協議ですとか、いろいろな部分が出てくるかと思えます。当然、商工会と各テナントさんとの話し合いも入ってくるでしょうし、私どもはテナントさんではなくて商工会とのいろいろなやりとりをしながら今後進めていくということで、いろいろ御心配な点、御指摘がありましたけれども、そこらについてはできるだけ商工会と意思疎通を図りながら、話し合いをして、いい方法をもっていきたいなど、ただそこら辺については、当然、議会のほうにも今後いろいろな、ある程度話し合いが、方向性が決まったとか、そういった部分については、議会にもいろいろと報告をしていきたいと、そういうふうには思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今、同僚議員の質問を聞いたわけなのですが、この商業施設を建てるに至って、昨年の暮れからいろいろ町民にアンケートをとって、この陸別町に何と何が足りないのかということで、恐らく商工会のほうも始まってこのまちづくりになったと思うのですけれども、今、建物を建てるに当たって、空っぽのテナントに募集しますというわけではないのだわ。もうテナントに入る人が決まっているのだから。ということは、入る人らにしたら、もう陸別町が2,600人の町で、商売に当たって、ここでもやっていけると思って、僕は入ってくると思っているから、それはもう間違いなくこの入ってくる人らのほうがもう企業努力をうんと生んでいると思うのだわ。それに対して、商工会もやっとならぬとやりますよということやって、そして国の補助金も当たって、それに対して町がお手伝いをするわけでしょう。だったら、まずある程度の備品にでも何にしても、ある程度のものをきちんとそろえて、あとは商工会と町と、また入ってくる人で、きちんと話し合いをもう既に何回も持っていると思うのだよね。だから、ここは速やかに早くやってもらって、あとは町民の皆さんに歓迎をしていただいて、町民みんなして歓迎して、この商工会を盛り上げていくというような気構えでなかったらならないと思うのだよね。だから、そこら辺をきちんとこれからも話を進めていただきたいと私は思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） きょう、いろいろな見方から御指導等をいただきましたので、この議会が終わった後、当然きょうも商工会のほうへ行って、またいろいろと打ち合わせをして詳細を話していきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第47号平成26年度陸別町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(宮川 寛君) これで、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年陸別町議会第3回臨時会を閉会します。

閉会 午前11時03分